

福祉援護センター指定管理者選考委員会の傍聴に関する実施要領

(総則)

第1条 この要領は、福祉援護センター指定管理者選考委員会（以下「選考委員会」という。）の傍聴に関し必要な事項を定めるものとする。

(傍聴人の定員)

第2条 選考委員会の傍聴者の定員は、原則として5人以内とし、椅子席のみとする。

2 傍聴を希望する者が前項の定員を超えた場合は、抽選で傍聴者を決定する。

(傍聴章)

第3条 傍聴者は、傍聴章（別記様式）の交付を受け、これを常時見えるところに着用しなければならない。

2 傍聴者は、傍聴を終え退場するときは、前項の傍聴章を返却するものとする。

(傍聴者の遵守事項)

第4条 傍聴者は、次の事項を守らなければならない。

- (1) 選考委員会委員又は指定管理者申請団体の説明者の発言に対し、拍手その他 の方法により賛否を表明しないこと。
- (2) 話をし、又は笑って騒ぎ立てないこと。
- (3) 鉢巻き、腕章の類をする等の示威的行為をしないこと。
- (4) 帽子、コート、マフラーの類を着用しないこと。ただし、病気その他の理由により委員長の許可を得たときは、この限りでない。
- (5) 飲食又は喫煙をしないこと。
- (6) 写真、ビデオ等を撮影し、又は録音をしないこと。
- (7) メモ以外の目的で携帯電話等の電子機器を使用しないこと。ただし、委員長 の許可を得たときは、この限りでない。
- (8) むやみに席を離れること。
- (9) 前各号に定めるもののほか、会議の秩序を乱し、又は会議の妨げになる ような行為をしないこと。

(違反者に対する措置)

第5条 傍聴者が前条の規定に違反したときは、委員長はこれを制止し、その命令 に従わないときは、これを退場させることができる。

附 則

この要領は、令和6年（2024年）5月17日から施行する。

(別記様式)

No. <u>1</u>	福祉援護センター 指定管理者選考委員会
傍聴章	
(お帰りの際は事務局へお返しください。)	